

事例番号:310255

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

3 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 33 週 2 日 切迫早産のため搬送元分娩機関へ管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 34 週 5 日

12:18 切迫早産の診断で当該分娩機関に母体搬送され入院

4) 分娩経過

妊娠 34 週 6 日

11:04 胎児機能不全の診断で帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:34 週 6 日

(2) 出生時体重:2372g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.347、PCO₂ 43.0mmHg、PO₂ 25.2mmHg、HCO₃⁻

23.0mmol/L、BE -2.1mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 5 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(マスク・チューブ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 低出生体重児、早産児、呼吸窮迫症候群の診断、痙攣あり

生後 5 日 ミクロースあり、原始反射なし

(7) 頭部画像所見:

生後 7 ヶ月 頭部 MRI で、先天性の脳障害を示唆する明らかな所見は認めら

れず、また大脳基底核・視床における明らかな信号異常も認められない

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 1 名
看護スタッフ: 助産師 1 名

〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 3 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ: 助産師 7 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠 33 週 2 日に、切迫早産の診断(子宮頸管長 10mm)で入院加療を行ったことは一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関において、入院中連日ノンストレスを施行したことは医学的妥当性がある。
- (3) 搬送元分娩機関において、妊娠 34 週 5 日に切迫早産の診断で当該分娩機関へ母体搬送を行ったことは一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 当該分娩機関での入院時の対応(内診、分娩監視装置装着、血液検査)は一般的である。
- (2) 妊娠 34 週 5 日で、子宮口が開大してきていたため子宮収縮抑制薬を中止

- し、分娩待機としたことは一般的である。
- (3) GBS 保菌が判明していない妊産婦にアンピシリンナトリウム注射用を投与したことは一般的である。
 - (4) 妊娠 34 週 5 日、入院以降のノンストレステストで胎児心拍数基線細変動の消失、一過性頻脈が乏しいと判読し、超音波断層法を実施、適宜分娩監視装置を装着し経過観察としたこと、妊娠 34 週 6 日に胎児機能不全と判断して帝王切開を決定したことは、いずれも選択肢のひとつである。
 - (5) 帝王切開決定から約 40 分後に児を娩出したことは一般的である。
 - (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
 - (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間適切な場所に保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図が発見できなかったため提出されていない。「保険医療機関及び保険医療費担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に適切な場所に保存することが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討

すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。